南箕輪村むらづくり委員会（第１回）会議次第

令和８年８月４日（火）
午後７時から　役場講堂

＜任命辞令交付＞

１.開　会

２.村長あいさつ

３.自己紹介

４.説　明

（１）むらづくり委員会について　　会議資料１

（２）これまでのむらづくり委員会の経過について　　会議資料２

５.むらづくり委員会会長の選出

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職務代理者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６.協議事項

（１）委員会の運営について（基本的な事項）　　会議資料３

（２）第６次総合計画・村創生総合戦略について　　会議資料４

（３）村創生総合戦略の検証について　　会議資料５

（４）次回の日程について　　会議資料６

日　時　　９月　　日（　　）

７.その他

８.閉　会

会議資料１

むらづくり委員会について

１　委員会の位置づけ

むらづくり委員会は、地方自治法第 202 条の３第１項に規定する条例で定める執行機関（村長）の附属機関[1]です。

２　委員の位置づけ

(1) 村の非常勤職員となります。

(2) 委員には報酬を支給します。(3,000 円／回（３時間以内)、5,000 円／回（３時間超))

３　委員会で協議する事項

むらづくり委員会の任務は、南箕輪村むらづくり委員会条例第２条に記載がありますが、具体的には、総合計画[2]や総合戦略[3]といった村の重要な計画を策定する際の審議や、そうした計画に基づく事業の進捗状況の検証などを行います。検証だけの年であれば、年５回程度会議を開催しますが、計画の策定や改定がある時期は、毎月の開催となります。第７期のむらづくり委員会の任期中（令和 11 年５月 31 日まで）は、総合計画・総合戦略の改定予定はありません。

1．附属機関…国や地方自治体などの行政機関において、専門的な事項の調査、審議、審査または調停等を行うために設置される組織。

2．総合計画…地方自治体が策定する行政運営の指針となる最上位計画。村では、現在第６次総合計画前期基本計画（令和８年度～令和 12 年度）の計画期間中。

3．総合戦略…「南箕輪村創生総合戦略」。村の人口の将来展望を示す「南箕輪村人口ビジョン」を踏まえ、人口減少を前提にした持続可能な社会づくりと経済が機能する体制づくりをめざし、村の実情に応じた今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示した計画。現在は第３期（令和８年度～令和12年度）の計画期間中であり、総合計画と合冊されている。

南箕輪村むらづくり委員会条例

平成16年９月10日

条例第16号

（設置）

第１条　南箕輪村の総合的な発展に関する重要事項及び行財政の合理化に関する重要事項について調査審議するため、南箕輪村むらづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

（１）　村の総合的な発展に関する重要事項

（２）　村の行財政の合理化に関する重要事項

（３）　国土利用計画に関する重要事項

２　委員会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　委員会は、委員30人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

（１）　公募による者

（２）　識見者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　委員会に会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

（部会）

第７条　委員会に、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　第５条第３項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（幹事）

第８条　委員会に必要があるときは、幹事をおくことができる。

２　幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

３　幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

（専門委員）

第９条　委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、村長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（補則）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　南箕輪村計画審議会条例（昭和43年条例第９号）

（２）　南箕輪村行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第13号）

附　則（平成19年12月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

会議資料２

これまでのむらづくり委員会の経過について

第１期むらづくり委員会（平成 16 年 11 月 10 日～平成 19 年 11 月 9 日）

主な議題　南箕輪村第４次総合計画基本構想、前期基本計画

第２期むらづくり委員会（平成 20 年５月 30 日～平成 23 年５月 29 日）

主な議題　南箕輪村第４次総合計画後期基本計画

第３期むらづくり委員会（平成 25 年９月 30 日～平成 28 年９月 29 日）

主な議題　南箕輪村第５次総合計画基本構想、前期基本計画
南箕輪村人口ビジョン、南箕輪村創生総合戦略
国土利用計画（南箕輪村計画）

第４期むらづくり委員会（平成 29 年５月 10 日～令和２年５月９日）

主な議題　南箕輪村創生総合戦略の検証
南箕輪村第５次総合計画後期基本計画

第５期むらづくり委員会（令和２年６月１日～令和５年５月 31 日）

主な議題　南箕輪村第５次総合計画後期基本計画
南箕輪村創生総合戦略の検証

第６期むらづくり委員会（令和５年６月１日～令和８年５月 31 日）

主な議題　南箕輪村第６次総合計画基本構想、前期基本計画
南箕輪村人口ビジョン、南箕輪村創生総合戦略
南箕輪村都市計画マスタープラン、国土利用計画（南箕輪計画）

平成 15～16 年に行われた合併論議の末、自立のむらづくりを推進していくため、第 4 次総合計画策定は、村がむらづくり委員会に素案の取りまとめを諮問し、答申された素案を基に策定しました。

■第 1 期むらづくり委員会

第 1 期むらづくり委員会は、平成 16 年 11 月に南箕輪村むらづくり委員会条例に基づき、南箕輪村第 4 次総合計画として基本構想（平成 18 年度～平成 27 年度の 10 年間）と前期基本計画（平成 18 年度～平成 22 年度の 5 年間）の策定にあたり、住民の代表や見識者からなる 55 名を委員として組織されました。

この第 1 期むらづくり委員会では、「村民と行政の協働による計画づくり」、「時代の変化に的確に対応できる計画づくり」、「前計画の達成状況と課題を踏まえた計画づくり」の 3 項目を計画作成の方針として掲げ、審議にあたっては、全体会議及び 5 部会での部会検討会、多くの村民から意見をいただくため、各地区懇談会等を開催するなど約 2 年間、会議を行い素案としてまとめ答申をいただきました。

村では、村議会の議決後、村の最上位の計画として平成 19 年 3 月に南箕輪村第 4 次総合計画が制定され、以降はこの計画に基づき行政運営が行われてきました。

■第 2 期むらづくり委員会

第 2 期むらづくり委員会は、第 4 次総合計画（基本計画）に掲げられた「現状を踏まえた課題」、「施策の目標達成」等の実現に向け、後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度の 5 年間）の検討等を行うため、平成 20 年 5 月に 30 名で組織されました。

村から諮問された検討事項は、「新たなコミュニティ組織づくりの検討」、「事務事業の外部評価実施及び事務事業の見直し」、「第 4 次総合計画前期基本計画の検証と後期基本計画の検討」の 3 項目でした。

第 2 期むらづくり委員会では、この 3 項目を検討するため委員会を 3 部会に分け、約 3 年をかけそれぞれの課題について検討し、結果を答申書（最終）として提出されました。

■第３期むらづくり委員会

第３期むらづくり委員会は、平成 27 年度までの計画で策定された第４次総合計画に代わり、新たに第５次総合計画策定の検討を行うため、平成 25 年９月に 23 名で組織されました。平成 25 年度から平成 27 年度にかけてむらづくり委員会を開催し、「南箕輪村第５次総合計画基本構想」及び「南箕輪村第５次総合計画前期基本計画」の検討を実施しました。

平成 27 年度には「南箕輪村人口ビジョン」及び「南箕輪村創生総合戦略」、「国土利用計画（南箕輪村計画）」の検討、平成 28 年度には「地方創生関連交付金事業の検証」を実施しました。

このうち、「南箕輪村創生総合戦略」及び「地方創生関連交付金事業の検証」については、むらづくり委員に加え、専門委員を任命し審議していただきました。

■第４期むらづくり委員会

第４期むらづくり委員会は、人口東京一極集中是正のための計画である村創生総合戦略の検証及び第５次総合計画（基本計画）に掲げた基本理念、村の将来像実現に向け策定する後期基本計画（令和３年度～令和７年度）の検討等を行うため、平成 29 年５月に 29 名で組織されました。村創生総合戦略は、毎年村創生総合戦略に基づき国の地方創生交付金事業に採択され実施した事業の検証及び村創生総合戦略に掲げた数値目標の達成状況の確認等により検証を実施しました。

令和元・２年度には、住民アンケートを実施し、住民が感じていることや求めていることを踏まえ、第５次総合計画前期基本計画（平成 28 年度～令和２年度）の検証を実施しました。後期基本計画については、令和２年 10 月に計画案を答申する予定であるため、第４期では、前期基本計画を検証し、委員会で出された意見をまとめ、後期基本計画を策定する上での引継ぎ事項（中間報告）として村長へ提出しました。

■第５期むらづくり委員会

第５期むらづくり委員会は、第５次総合計画後期基本計画及び村創生総合戦略の検討、村創生総合戦略の検証などを行うため、令和２年６月に 28 名で組織されました。令和２年度には、第５次総合計画後期基本計画及び村創生総合戦略の検討案についての答申を行ったほか、令和２年度～令和４年度には、南箕輪村創生総合戦略（地方創

生関連交付金事業分）の各事業の検証をはじめ、大芝高原将来ビジョンについては、ビジョン案で触れていない内容に踏み込んだ意見をまとめ、結果を答申書として提出しました。

■第６期むらづくり委員会

第６期むらづくり委員会は、第６次総合計画、村創生総合戦略及び国土利用計画（南箕輪村計画）などについて検討を行うため、令和５年６月に 29 名で組織されました。村創生総合戦略の検証をはじめ、村の新たな指針となる第６次総合計画の基本構想や前期基本計画の検討にあたっては、ワークショップやカードゲーム体験なども採り入れました。令和６年度から令和７年度にかけて集中的に審議を行い、令和７年 10 月に第６次総合計画、村創生総合戦略、村人口ビジョンについての答申を行ったほか、南箕輪村都市計画マスタープラン、国土利用計画（南箕輪村計画）についても検討を行い、村長へ答申書を提出しました。

会議資料３

むらづくり委員会の運営について（案）

1　会議は、夜間開催を原則とします。午後７時に開会し、長くても２時間を目安とします。

　できる限り簡潔にかつ効率よく運営し、時間より早めに終了できるよう心がけることとします。

2　部会を設置する場合、部会の構成については、各委員の希望を聞く中で会長が指名いたします。

3　部会設置後は、会長、職務代理、部会長による運営委員会を必要に応じ開催し、調整しながら運営します。

4　会議の回数は、部会も含め月１～２回程度とします。

5　会議の資料は、必要に応じ事前に委員に送付することとします。

6　会議は、原則公開とします。また、会議の内容は、村のホームページへの掲載などにより公開します。

会議資料４

南箕輪村第６次総合計画

総合計画は、本村におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。

〇本村の行財政運営の指針
〇むらづくりのための行動指針
〇進行管理のものさし

これまでの村総合計画策定の経緯

構想策定回数	策定年	策定時人口（人）	計　画　名	構想目標年次	目標人口（人）	将　来　像	備　考
1	昭和45年（1970年）	6,503（S44）	南箕輪村総合計画書	昭和54年（1979年）	10,000	－	計画審議会
2	昭和50年（1975年）	7,664（S50）	南箕輪村総合計画書	昭和60年（1985年）	11,000	－	
基本計画見直し	昭和58年（1983年）	9,190（S57）	南箕輪村短期総合計画	昭和70年（1995年）	12,500	村民すべてが文化的で豊かな明るい生活を営むことができる”自然の中に発展への息吹が広がり文化の香る村”南箕輪	基本計画のみ
3	昭和60年（1985年）	9,822（S59）	21世紀を展望したこれからのむらづくり 南箕輪村総合計画書	昭和80年（2005年）	14,500	新しい産業と文化で築こう、 平和な緑の南箕輪	
基本計画見直し	平成２年（1990年）	10,557（H元）	21世紀を展望したこれからのむらづくり 南箕輪村第二次総合計画書	↓	↓	↓	
4	平成８年（1996年）	12,098（H7）	南箕輪村第３次総合計画	平成17年（2005年）	14,500	健やかに伸びる緑の郷土・みなみみのわ 自然と共生した、快適で平和な生活 豊かな文化 活力ある産業	
基本計画見直し	平成13年（2001年）	12,943（H12）	↓	↓	↓	↓	
5	平成17年（2005年）	14,147（H16）	南箕輪村第４次総合計画	平成27年（2015年）	14,700	みんなで創ろう　住みよい南箕輪 ～人・自然・協働～	むらづくり委員会
基本計画見直し	平成23年（2011年）	14,602（H22）	↓	↓	↓	↓	
6	平成27年（2015年）	14,988（H26）	南箕輪村第５次総合計画	平成37年（2025年）	15,500	いつまでも　あふれる緑　笑い声 ～みんなの笑顔、輝く自然、安全・安心の村 南箕輪～	
基本計画見直し	令和２年（2020年）	15,463（R1）	↓	↓	15,900	↓	
7	令和８年（2026年）	15,979人(R7)	南箕輪村第６次総合計画	令和17年（2035年）	16,500	豊かな自然 つながり育み 夢かなう 南箕輪 ～自然とともに 世代を超えて育む 持続可能なむらづくり～	

南箕輪村創生総合戦略

村創生総合戦略は、国の「地方創生2.0基本構想」の視点を踏まえ、人口減少を前提にした持続可能な社会づくりと、経済が機能する体制づくりを目指す計画です。

〇住民・産官学金労言士等の参画と推進組織
〇地方創生2.0の「政策の５本柱」を踏まえた施策の推進
〇数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

これまでの村創生総合戦略の経緯

構想策定回数	策定年	策定時人口（人）	計　画　名	目標年次	人口ビジョン目標人口（人）	内容	備　考
1	平成27年（2015年）	15,058（H27）	南箕輪村創生総合戦略	平成31年（2019年）	15,700（2040年）	立地特性を生かした職住近接のむらづくり 若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たいむらづくり 安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり 誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり	むらづくり委員会
改訂	↓	15,169（H28）	南箕輪村創生総合戦略（第２版）	↓	↓	↓	
改訂	平成29年（2017年）	15,330（H29）	南箕輪村創生総合戦略（第2.1版）	↓	↓	↓	
改訂	令和元年（2019年）	15,463（H31）	南箕輪村創生総合戦略（第3.0版）	令和２年（2020年）	↓	↓	
2	令和２年（2020年）	15,463（R1）	第２期南箕輪村創生総合戦略 【第５次総合計画に溶け込み】	令和７年（2025年）	15,800（2040年）	↓	

会議資料５

村創生総合戦略の検証について

国が作成した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の中に、「地方版総合戦略の取組みを推進するにあたっては、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証を実施して、定期的、多角的な評価を行い、KPI が計画どおり進捗していない場合には、その要因を分析し、取組みを進める中で生じている課題を具体的に把握することが重要です。」と記載されています。

本村においては、むらづくり委員会が、村長の諮問を受け、この役割を担っています。具体的には、会議の中で次の２点を評議します。

１　前年度における数値目標（KPI）に対する実績及び事業等の確認

①数値目標（KPI）に対する結果の確認

②前年度に実施した事業の確認
・事業担当からの説明（達成状況にかかわらず簡潔に説明します。）

２　上記を踏まえた村創生総合戦略に対する委員会としての意見の集約

→集約された意見は、「南箕輪村創生総合戦略の検証」として村長に答申します。

■ＫＰＩ（重要業績評価指標）について

ＫＰＩとは、目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標をいいます。

総合戦略に設定されている指標には、「活動指標」「成果指標」の２種類があります。

活動指標	事務事業における活動量や活動実績（アウトプット）を表すもの
成果指標	事務事業を通じて対象にもたらされる成果（アウトカム）を表すもの

・各基本目標に設定されている数値目標は、成果指標です。
・各施策に設定されているＫＰＩは、どちらの場合もありますが、ほとんどは活動指標です。

会議資料６

南箕輪村むらづくり委員会の検討事項及びスケジュール（案）

１．主な検討事項

●村創生総合戦略の検証
●村創生総合戦略に基づき実施した事業の効果検証
（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）を活用した事業）

２．スケジュール（予定）

日　程	内　容（案）
令和８年８月４日	第１回委員会（８／４） ●委員任命、会長選出 ●村第６次総合計画（村創生総合戦略）の概要説明 ●今後のスケジュール　など
令和８年９月８日	第２回委員会 ●交付金事業効果検証
令和８年 10 月６日	第３回委員会 ●創生総合戦略検証①
令和８年 11 月 10 日	第４回委員会 ●創生総合戦略検証②
令和８年 12 月 15 日	第５回委員会 ●創生総合戦略まとめ ●第５次総合計画目標達成状況報告
令和９年１月下旬～ ２月上旬頃	答申
（参考） 令和９年度 令和 10 年度	交付金事業及び村創生総合戦略の検証 第６次総合計画後期基本計画策定に向けての検討（令和 10 年度）